第二号中

「（　2）	273―11181	レッドスター１	」を
「（　2）	削除	削除	」に、
「（ 111）	128566	げんかい	」を
「（ 111）	削除	削除	」に、
「（ 240）	132101	北清丸	」を
「（ 240）	削除	削除	」に、
「（ 330）	133016	第八太陽丸	」を
「（ 330）	削除	削除	」に、
「（ 339）	133087	阿武隈丸	」を
「（ 339）	削除	削除	」に、
「（ 392）	133554	第６英和丸	」を
「（ 392）	133554	天春	」に、
「（ 481）	134103	福宝丸	」を
「（ 481）	削除	削除	」に、
「（ 495）	134235	神栖丸	」を
「（ 495）	削除	削除	」に、
「（ 535）	134486	泰神丸	」を
「（ 535）	削除	削除	」に、
「（ 547）	134606	フェリーふく彦	」を
「（ 547）	削除	削除	」に、
「（ 712）	135843	すりいおうしゃん	」を
「（ 712）	削除	削除	」に、
「（ 744）	135978	最上川	」を
「（ 744）	削除	削除	」に、
「（ 797）	136467	第二ちどり	」を
「（ 797）	削除	削除	」に、
「(1036）	140410	ＨＯＥＧＨ　ＢＲＡＳＩＬＩＡ	」を
「(1036）	削除	削除	」に、
「(1049）	140490	鳩島丸	」を
「(1049）	140490	阿武隈丸	」に、
「(1185）	141038	ＣＥＢＵ　ＴＲＡＤＥＲ	」を
「(1185）	削除	削除	」に、
「(1262）	141284	ＯＲＩＯＮ　ＴＲＡＤＥＲ	」を
「(1262）	削除	削除	」に、
「(1307）	141446	りゅうえい	」を
「(1307）	141446	りゅうえい	
(1307)の２	141450	あけぼの丸	」に、
「(1320）	141503	ＳＴＡＲ　ＦＯＲＴＵＮＥ	」を
「(1320）	141503	ＳＴＡＲ　ＦＯＲＴＵＮＥ	
(1320)の２	141505	ＨＡＫＫＡＩＳＡＮ	
(1320)の３	141511	ＷＵＧＡＮＧ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ	」に、
「(1325）	141522	だいこく	」を
「(1325）	141522	だいこく	
(1325)の２	141529	ＫＩＮＫＯ　ＭＡＲＵ	」に、
「(1326）	141539	フェリーたいしゅう	
(1327）	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ	」を
「(1326）	141539	フェリーたいしゅう	
(1327）	141545	ＴＡＫＡＭＩＮＥ	
(1328）	141547	ＣＡＰＥ　ＶＡＮＧＵＡＲＤ	
(1329）	141549	北清丸	
(1330）	141556	日王丸	
(1331）	141557	第八伸幸丸	
(1332）	141561	泰皇丸	
(1333）	141568	ＳＵＮＮＹ　ＬＥＯ	に
(1334）	141569	ＳＵＮＮＹ　ＭＡＲＳ	
(1335）	141570	ＳＵＮＮＹ　ＮＯＡＨ	
(1336）	141571	五十鈴	
(1337）	141572	光翔丸	
(1338）	141575	ＲＩＳＩＮＧ　ＳＵＮ	
(1339）	141584	第一ほうえい	
(1340）	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ	」

改める。

○総務省告示第百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の固定資産税から適用する。

平成二十四年四月十日　総務大臣　川端　達夫

第一号２中

「（　4）	塩釜瓦斯株式会社	宮城県知事	」を
「（　4）	塩釜瓦斯株式会社	宮城県知事	
（　4)の２	ＥＮＥＯＳグローブ株式会社	同	」に

改める。

第一号11中

「（ 16）	株式会社ジェイコム東上（テレビ共聴施設のうち埼玉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	」を
「（ 16）	削除	削除	」に、
「（ 27）	株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	」を
「（ 27）	削除	削除	」に、
「（ 62）	シーエーティーブイ愛知株式会社（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	愛知県知事	」を
「（ 62）	株式会社ＣＡＣ（愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	愛知県知事	」に、
「（ 82）	岡山ネットワーク株式会社（岡山県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	」を
「（ 82）	削除	削除	」に

改める。

第二号８中

「（　2）	株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）		」を
「（　2）	削除		」に、
「（　5）	関東ケーブルテレビジョン株式会社（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）		」を
「（　5）	削除		」に、
「（　8）	株式会社シーテック（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）		」を
「（　8）	削除		」に、
「（ 18）	荒川メトロポリタンネットワーク株式会社（有線テレビジョン放送設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）		」を
「（ 18）	削除		」に、
「（ 33）	株式会社ジェイコム東京（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）		」を
「（ 33）	削除		」に

改める。